

平成 24 年度第 4 回 青森市国民健康保険運営協議会 会議概要

日 時：平成 25 年 2 月 8 日（金）午後 1 時～午後 2 時 40 分

場 所：しあわせプラザ 3 階 中会議室

出席委員：小田桐金三会長（議長）、館田留美子委員、永井三雄委員、
工藤協志委員、村上公克委員、村松薫委員、蝦名雅彦委員、
長内正和委員、佐藤幸彦委員、羽賀恵子委員、佐々木八洲光委員、
工藤宏委員（計 12 名）

欠席委員：近藤博満委員、船木昭夫委員、菅原伊佐雄委員（計 3 名）

事務局：健康福祉部長 福井正樹、健康福祉次長 和田孝行、
国保医療年金課長 木浪龍太、健康づくり推進課長 里村誠司、
納税支援課長 川村敬貴、浪岡事務所健康福祉課長 齋藤実、
国保医療年金課主幹 佐々木潤一、国保医療年金課主幹 寺山達郎、
国保医療年金課主幹 工藤雅仁、国保医療年金課主幹 高村光昭、
国保医療年金課主査 工藤一天、国保医療年金課主事 花田和俊
（計 12 名）

会議次第

- 1 開会
- 2 審議
(1) 青森市国民健康保険税率等の改定について
- 3 閉会

審議要旨

案件(1) 青森市国民健康保険税率の改定について

事務局より参考資料 1～4 の説明があった。

委員が当日急遽、独自資料を提供し、その説明があった。

改定についての委員の意見

改定についての委員の意見は以下のとおり。

委員

- ・ 改定案の妥当性については他都市と比較が重要。青森市 75,193 円、弘前市 90,984 円、八戸市 87,886 円となっており、1 人当たりの医療費は 30 万円前後と変わらないのに保険税は青森市が低い。中核市 41 市と比較しても、改定後で 85,983 円と 30 位となり、十分に妥当性がある。
- ・ 財源不足額 35 億 6,900 万円の半分の 17 億 8,500 万円を国保加入者に求めることは負担の公平性からも合理性がある。
- ・ 保険者におかれては、今後とも収納率の向上による保険税の確保と、健診、保健指導を含めた医療費の削減等について、引き続き努力していただきたい。
- ・ 値上げの税率 17.41% が本当に適切かどうか、10% 程度に抑制可能なのではないかと、その思いもある。
- ・ 本日の運営協議会というのは、市長からの青森市国民健康保険の赤字解消に向けた、保険税率の改定に関する諮問を審議する重要な会議であると認識している。そこで、委員一人一人の意見を申し述べていただき、諮問機関としての役割を果たすべく、運営協議会として進めるべきではないかと考えている。

会長

- ・ 委員一人一人の意見を聞いたほうがよい、という意見が出たがいかがか。

委員（全員）

- ・ 異議なし。

会長

- ・ 簡潔に、最初からそう言っても駄目だが、順番にお願いする。諮問に対して賛成か反対か。

委員

- ・ 賛成する。全面的に賛成というわけではないが、所得の低い人に負担が大きいのということには納得がいけない点がある。

委員

- ・ ある程度の負担はやむをえないとは判断するが、17.41% という数字が低所得者の家庭に響くのであれば、もっと軽減する方法は考えられないのか。

- ・ 例えば2年間で赤字解消を3年間で解消とした場合はどうなんだろうが、それらも合わせて検討する時間がほしいと思う。

委員

- ・ 市の方でいろんな形で模索、考えて諮問されたと思うので、やむをえないと思う。
- ・ 滞納している方の収納の仕方、医療費の削減など、そういう具体的なものも併せて考えていく必要があると思う。

委員

- ・ 国保は基金もないことであり、今の段階を維持するのは困難な状況であると思う。
- ・ 30 何億円という結構大きい額の半分以上を市の一般会計から繰り入れるということだが、その額が妥当かどうかは判断できないが、17%以上の上げ幅というのは、これまで据え置いてきた関係で、そこまで上げないと制度がもたない状況まで来ていると思う。

委員

- ・ 青森県下をみると、医療費が青森市は突出しているの、上げるのは仕方ないのでは。
- ・ 上げるにしても17%は大きい数字と思うが、いたしかたないと思う。

委員

- ・ 国民健康保険を潰す訳にはいかないのは、皆さんご存知のとおりだと思う。
- ・ 青森市で5、6年頑張ってきたのかと思う。この数字を負担することは辛いことだと思うが、他市町村の保険税をみると、今現在はこの案が最善なのかと思う。

委員

- ・ 確かに17%は大きい、全額を上げると34%、これを一般財源で繰り入れると、国保の方は所得の低い方だから助かる、という意見もあるが、一般財源から繰り入れればそれで賄えるんだ、ということになると、一般の人の税金をそこに投入することになる。逆に言うと社会保険に加入している人たちが負担している税金を国保の人たちに拠出する形になる。
- ・ 国保の方だけを優遇するのか、という考えもあり、低所得の方の負担も大変なのかもしれないが、いたしかたないと感じている。

委員

- ・ 特に高齢の方々が国保に加入していることなので、国保を潰す訳にはいかない。
- ・ 保険税が上がるということに対して、笑顔で賛成する人はいないと思う。
- ・ 市が出してきた案は国保制度を維持するためには仕方ないと思う。
- ・ 一般会計から 2 年間で 17 億円を回してくるということが可能なのか。これだけのものを回して市民生活にしわ寄せがないのか。そういうことも考えなくてはならないと思う。
- ・ 参考資料 4 を見ると、1 世帯あたり 12.53%ということで、47 都道府県で 25 番目にあたり、パーセンテージの割合が高いほうでなく、市の案で仕方ないと思う。

委員

- ・ 運営協議会 2 期目であるが、いろいろ議論する場であり、こうなる前に議論すべきであったのかなと感じている。こうなったのはしょうがないが。
- ・ 上げることができるなら、改善されたら、下げること考えていただきたい。赤字を解消して、改善されたら税額を下げるということで、ある程度納得いくのではないかと思う。
- ・ ある程度所得があるのにもかかわらず、滞納する人に対しては、収納していただかないと不公平感がある。

委員

- ・ 国民の健康を支え、皆保険制度の下支えをする国保の役割を考えれば、国が中心となって義務を果たすのは当然のことだが、その責任を果たそうとしない現状では、代わって公的責任を担うのは自治体だと思う。
- ・ 今でも 14,000 世帯も滞納している。17.41%にすると滞納者が増えて、当初見込んでいた金額は入ってこないと思う。
- ・ 国保税を引き上げないために、一般会計から繰入を行うことに対して、被用者保険に加入している人たちからみれば、国保にだけ市税を投入するのはいかなものかという声もあるが、誰もが最後には国保にお世話になるのだから、そういう点で文句をいう市民はいないと思う。
- ・ 国保税を引き上げないために、他都市のように一般会計から赤字分を全額繰入すべき。
- ・ 青森市の 1 世帯当たりの平均所得は約 113 万円で全国平均は 145 万円で、32 万円も低い。それなのに他都市なみの国保税になれば、家計を圧迫して、貧困化に拍車をかけることになると思う。
- ・ 青森市の国保加入者の生活実態をよく見て、本当に引き上げることが国民皆保険制度を破綻させないことになるのか、ということ慎重に考えてい

ただきたい。結論を出すべきではなく、もっと市民の皆さんの声を聴きながらやるべき。

- ・ 財政的な面からだけではなく、国保制度は誰もが病気になった時に安心して病院にかかれるように作られたものであり、そこに重点を置くべき。低所得者の市民を守るために保険税の引上げを抑えるのは市の責務であり、今は引き上げる環境にないということを直視してほしい。

進行等についての質疑応答

進行等についての質疑応答は以下のとおり。

委員

- ・ 会長、提案がある。常任委員会等で関係者や一般市民の方の意見を聞く公聴会制度を設けたが、国保運営協議会でも、こういう人たちの話をよく聞く必要があると思うので、是非、この公聴会制度、この公聴人の発言を許していただきたいと思う。

会長

- ・ 公聴会制度というのは、議会の審議か。

委員

- ・ 議会で取り入れたから、ここでも取り入れたらどうか、ということである。今日も沢山、公聴に来ているし。

会長

- ・ 運営協議会は法律によって作られている会議であるから、検討するというより、制度上できないかもしれない。

委員

- ・ 公聴の件だが、できるのかどうか聞いてほしい。駄目だということが法律とか決められているのか。

事務局

- ・ 法律に基づいて設置された運営協議会ということですので、当然ここにいる委員の皆様方で議論をするのがこの場であるので、事務局としては、ここが公聴会になるとか、この運営協議会が公聴会を開くとかそういうことを考えてない。
- ・ 全国的にそういう所があるかもしれない、ということについては、調べるが、制度上、本来運営協議会というのはどういうものかということを考え

なければならない。

- ・ 仮に、市が公聴会のようなものを開くということであれば、それは今回の次の税制改正の際、進め方としての参考意見とする。

会長

- ・ 前回と今日の皆様のご意見沢山いただいたが、集約すると、平成 23 年度の決算で財政調整基金がなくなってしまい、赤字決算に陥っている状況にあり、今後もこのままですと、財源不足が拡大していくことになることから、国民健康保険事業の健全な運営を行なっていくためにも、給付の負担の観点からも、保険税の引上げはやむを得ないのではないかと。
- ・ また、被保険者の生活への影響を考慮した一般会計からの財政支援は、評価するものである。保険税の財源不足額の半分を賄うとすると、17%程度の引上改定は、妥当であるということでもなく、やむを得ないというご意見の方が多いように思う。
- ・ 賦課限度額については、中間所得者層の負担の緩和から、政令どおりの額とすべきものとする。
- ・ 国保事業の健全な運営を図るため、一層収納率の向上対策や医療費の抑制化対策に取組みを強く進めていかなければならない。
- ・ このような意見のとりまとめをしたいと思っている。一部の委員からは、赤字になったからといって、直ぐに保険税を引上げることやこの諮問に対する回答する期間が短いとか、市民の意見を聞く場を持たない拙速なやりかたである、などあったが、私は赤字になる前、赤字が見込まれた時点で適宜、税率改定を行ない、健全な事業運営を維持すべきことが、保険者である青森市の責務と考えているし、市民の意見を聞くべきとの意見は、私たち委員が色んな分野の方が集まっているので、色んな市民の代表をしているということも考えられる。

委員

- ・ 皆さんが引上げざるを得ないって言ったのはわかるが、引上率について、どうなのかという声も結構あったと思う。だから、そのまま認めるというのはどうかと思う。もう少し時間をかけようとか、色んな意見があったが。

会長

- ・ 付屬的にこういう意見があったと一部を書けるかどうか、答申書に書けるものであれば書いてもらうが。

委員

- ・ 引上げざるを得ないということをご皆さん言っていることは、私も認めるが、

17.41%の引上げについては、低所得者の人たちのことを考えると大変でないか、ということを書きたくて書いていただきたい。

事務局

- ・ 前に日程をお話しておりますとおり、意見が出揃ってということであれば、次の会には、今の意見を踏まえながら答申案を事務局として差し支えなければ取りまとめたいと考えている。
- ・ 今、皆様のほうからお話があった、やむを得ないとか、こういうこととして欲しい、あるいは、率については、というご意見もあったので、そのへんは、答申案というより、皆様の意見がこういうのがありました、というものがわかるような形でお示しして、その部分のどこを、どういうふうにして答申案として、反映させるかというのは、また皆様のほうで、この運営協議会の場でご意見をいただければと思う。

委員

- ・ 今日3名の方、欠席されているが、こういう人たちはどうなるのか。例えば、次回来て意見述べられたら。

事務局

- ・ 今のお話だが、現段階で把握しているのは3名の委員が欠席となっている。
- ・ 欠席されている委員の意見をお伺いすることは可能だが、取り扱いについては皆様のほうでお決めいただきたい。もし、聞きなさい、ということであれば事務局で時間を調整して委員から意見をいただく。

委員

- ・ この出席者で定足数を満たしているのだから、あえて欠席している人に意見を聞くことはない。

次回の日程等

事務局

- ・ 次回は、2月13日水曜日午後1時からここしあわせプラザ2階研修室にて行なう。

以上